

## 第九章 関連法規

1. 生鮮食品品質表示基準
2. 獣医師法関連（抜粋）
3. 薬事法関連（抜粋）
4. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律関連（抜粋）

## 第九章 関連法規

### 1. 生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）

#### （適用の範囲）

第1条 この基準は、生鮮食品に適用する。

#### （定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
生鮮食品	加工食品（加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）第2条に規定するものをいう。）以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。
小売販売業者	販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。

#### （表示事項）

第3条 生鮮食品の品質に関し、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。）が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

##### （1）名称

##### （2）原産地

2 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に規定する特定商品であって容器に入れ、又は包装されたものについては、販売業者がその容器又は包装に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする。

#### （表示の方法）

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

##### （1）名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

##### （2）原産地

次に定めるところにより事実に即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

#### ア 農産物

国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

#### イ 畜産物

国産品（生体を輸入した日から牛にあっては3月、豚にあっては2月、牛又は豚以外の家畜にあっては1月以内にと畜して生産したものを除く。）にあっては国産である旨を、輸入品（生体を輸入した日から牛にあっては3月、豚にあっては2月、牛又は豚以外の家畜にあっては1月以内にと畜して生産したものと含む。）にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

#### ウ 水産物

- (ア) 国産品にあっては生産した水域の名称（以下「水域名」という。）又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。
- (イ) (ア) の規定にかかわらず、国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあっては原産国名に水域名を併記することができる。

#### (3) 内容量

計量法（平成4年法律第51号）の例により表示すること。

- 2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。
- 3 前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。
- 4 容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。  
(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 第3条に規定するもののほか、放射線を照射した製品（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）にあっては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。  
(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

- (2) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示  
(その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、販売業者は、生鮮食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。

2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の8第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

別表（第2条関係）

- 1 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）
  - (1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精米又は雑穀を混合したものを含む。）
    - 玄米、精米
  - (2) 雜穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。）
    - とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀
  - (3) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）
    - 大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
  - (4) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。）
    - 根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜
  - (5) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。）
    - かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、他の果実
- 2 畜産物
  - (1) 肉類（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。）
    - 牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん
  - その他の肉類
    - (2) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）
      - 鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、他の食用鳥卵
- 3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）
  - (1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

附 則

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 ブロックロー、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけ、ごぼう、アスパラガス、さやえんどう及びたまねぎ以外の生鮮食品については、平成12年7月1日以後に販売されるものから適用する。

## 2. 獣医師法関連（抜粋）

### （1）獣医師法第18条（診断書の交付等）

獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬若しくは生物学的製剤の投与若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検査しないで検査書を交付してはならない。但し、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

### （2）獣医師法第20条（診療簿及び検索簿）

獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検査した場合には、検査に関する事項を検査簿に、遅滞なく記載しなければならない。

### （3）獣医師法施行規則第11条

法第20条第1項の診療簿には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- 1 診療の年月日
- 2 診療した家畜の種類、性、年齢（不明のときは推定年齢）、名号、頭羽数及び特徴
- 3 診療した家畜の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所
- 4 病名及び主要症状
- 5 りん告
- 6 治療方法（処方及び処置）

### 3. 薬事法関連（抜粋）

#### （1）薬事法第49条（要指示医薬品の販売）

薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付又は指示を受けた者以外の者に対して、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師、若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

#### （2）動物用医薬品等取締規則第50条（要指示医薬品）

法第49条第1項の農林水産大臣の指定する医薬品は、別表第6に掲げられているものとする。

#### （3）薬事法第83条の4（動物用医薬品の使用の規制）

農林水産大臣は、動物用医薬品であって、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その動物用医薬品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

2 前項の規定により遵守すべき基準が定められた動物医薬品の使用者は、当該基準に定めるところにより、当該動物用医薬品を使用しなければならない。

ただし、獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合において、農林水産省令で定めるところにより使用するときは、この限りでない。

#### （4）動物用医薬品の使用の規制に関する省令

##### 第3条（使用者が遵守すべき基準）

法第83条の4第1項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

1 別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げる医薬品は、それぞれ、当該医薬品の種類に応じこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる（「以下（使用対象動物）」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。

2 別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量により使用しなければならないこと。

3 別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間を除く期間において使用しなければならないこと。

#### 第4条（獣医師の使用の特例）

獣医師は、法第83条の4第2項のただし書の規定により医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理物に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産者で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間（当該医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。）を別記様式の出荷制限期間指示書により指示しなければならない。

この場合において、別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

#### 第5条（帳簿の記載）

使用者は、別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 1 当該医薬品を使用した年月日
- 2 当該医薬品を使用した場所
- 3 当該使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 4 当該医薬品の名称
- 5 当該医薬の用法及び用量
- 6 当該使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺若しくは水揚げ又は出荷することができる年月日

## 要指示動物用医薬品一覧

平成15年9月1日現在  
(下線は平成14年9月以降の改正部分)

## (第50条関係)

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤（抗菌性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、黄体ホルモンを含有する體内適用の外用剤、シクロスボリンを含有する眼適用の外用剤並びにセラメクチンを含有する外皮用剤を除く。）を除く。

注) ◎：使用の規制医薬品

1 アプラマイシン	◎ 25 ゲンタマイシン
2 アラセプリル	26 甲状腺ホルモン
3 イソフルラン	◎ 27 コリスチン
4 イベルメクチン（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）	28 サリノマイシン
5 エチプロストン	29 シクロスボリン
6 エナラブリル	30 ジノプロスト
◎ 7 エリスロマイシン	◎ 31 ジフロキサシン
◎ 8 エンロフロキサシン	◎ 32 ジョサマイシン
9 黄体ホルモン	◎ 33 ストレプトマイシン
◎ 10 オキソリン酸	◎ 34 スピラマイシン
11 オサテロン	◎ 35 スペクチノマイシン
◎ 12 オフロキサシン	◎ 36 スルファニルアミド
◎ 13 オルビフロキサシン	37 性腺刺激ホルモン（脳下垂体前葉ホルモンを除く。）
◎ 14 オレアンドマイシン	38 性腺刺激ホルモン放出ホルモン
◎ 15 カナマイシン	39 生物学的製剤のうち予防液 (鶏痘予防液を除く。) 及び抗牛口タウイルスの卵黄抗体)
◎ 16 カルバドックス	40 セデカマイシン
17 カルプロフェン	◎ 41 セファゾリン
18 キシラジン	42 セファビリン
◎ 19 キタサマイシン	43 セファロニウム
20 クレンブテロール	◎ 44 セフキノム
21 クロミプラミン	◎ 45 セフチオフル
◎ 22 クロラムフェニコール	46 セフロキシム
23 ケタミン	47 セラメクチン（犬又は猫に使用する
24 ケトプロフェン（犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。）	

ことを目的とするものに限る。)

- ◎ 48 タイロシン
- ◎ 49 ダノフロキサシン
- ◎ 50 チアムリン
- ◎ 51 チアンフェニコール
- ◎ 52 チルミコシン
  - 53 デストマイシンA
- ◎ 54 テトラサイクリン
- ◎ 55 テルデカマイシン
- ◎ 56 トリメトプリム
- ◎ 57 ナリジクス酸
  - 58 ニトロキシニル
- ◎ 59 ニトロフラン
  - 60 ネコインターフェロン
  - 61 脳下垂体後葉ホルモン
  - 62 脳下垂体前葉ホルモン
- ◎ 63 ノボビオシン
- ◎ 64 ノルフロキサシン
  - 65 ハイグロマイシン
  - 66 バシトラシン
- ◎ 67 バルネムリン
  - 68 バルビツール酸
- ◎ 69 ビコザマイシン
  - 70 ビチオノール

- ◎ 71 ピリメタミン
  - 72 副腎皮質ホルモン
- ◎ 73 フラジオマイシン
  - 74 フルニキシン
  - 75 ブロチゾラム
  - 76 プロポフォール
  - 77 ブロムフェノホス
- ◎ 78 フロルフェニコール
  - 79 ベナゼプリル
- ◎ 80 ペニシリン
- ◎ 81 ベブフロキサシン
- ◎ 82 ホスホマイシン
  - 83 ミルベマイシン(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)
- ◎ 84 ミロサマイシン
  - 85 メラルソミン
  - 86 メロキシカム
- ◎ 87 モキシデクチン(犬又は猫に使用することを目的とするものに限る。)
- 88 モネンシン
- 89 ラミプリル
- 90 卵胞ホルモン
- ◎ 91 リンコマイシン

使用基準

別表第1 抜粋（第3条関係）

(下線は平成14年9月以降改正部分) 平成15年8月現在

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アスピキシシンを有効成分とする注射剤	牛	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためと殺する前5日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
	豚	1日量として体重1kg当たり5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためと殺する前5日間
アモキシシリンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後5月を越えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためと殺する前10日間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためと殺する前5日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためと殺する前5日間
	すずき目 魚類	1日量として体重1kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するため水揚げする前5日間
アモキシシリンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後5月を越えるものを除く。）	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためと殺する前10日間
	豚	1日量として体重1kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためと殺する前5日間

	鶏（産卵鶏を除く。）	すること。 1日量として体重1kg当たり50mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためと殺する前5日間
アモキシシリソウムを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためと殺する前35日間
	豚	1日量として体重1kg当たり15mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためと殺する前28日間

#### 使用基準

別表第2 抜粋（第3条関係）

平成15年8月現在

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アンピシリンナトリウム及びクロキサシリンナトリウムを有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	1日量として体重1kg当たりアンピシリンを6mg（力価）以下及びクロキサシリンを6mg（力価）以下の量を静脈内に注射すること。	食用の供するためと殺する前3日間又は食用に供するため搾乳する前72時間
アンプロリウム及びエトパベートを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料1t当たりアンプロリウムを250g以下及びエトパベートを16g以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためと殺する前5日間
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及び硫酸ラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚	飼料1t当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンを230g（力価）以下及び硫酸ラジオマイシンを175g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためと殺する前10日間

	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料 1 t 当たりアルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリンを 184 g（力価）以下及び硫酸フラジオマイシンを 140 g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためと殺する前 5 日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	牛（生後 6 月を超えるものを除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり塩酸オキシテトラサイクリンを 15 mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシンを 10.5 mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためと殺する前 5 日間
	豚（生後 4 月を超えるものを除く。）	飼料 1 t 当たり塩酸オキシテトラサイクリンを 250 g（力価）以下及び硫酸フラジオマイシンを 175 g（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためと殺する前 10 日間
塩酸オキシテトラサイクリン及び硫酸フラジオマイシンを有効成分とする配合剤たる飲水添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	1 日量として体重 1 kg 当たり塩酸オキシテトラサイクリンを 11 mg（力価）以下及び硫酸フラジオマイシンを 7.7 mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためと殺する前 7 日間

## 4. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（抜粋）

### 第1章 総則

#### （1）（目的）

第1条 この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規則、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

#### （2）（定義）

第2条 この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用されるものをいう。

3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

4 この法律において「製造業者」とは、飼料又は飼料添加物の製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、飼料又は飼料添加物の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、飼料又は飼料添加物の販売を業とする者で製造業者及び輸入業者以外のものをいう。

### 第2章 飼料の製造等に関する規制

#### （3）（基準及び規格）

第3条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は、廃止しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の基準又は規格については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改正

がなされなければならない。

(4) (製造等の禁止)

第4条 前条第1項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。
- 二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。
- 三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。
- 四 当該基準に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

(5) (有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止)

第23条 農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の販売を禁止することができる。

- 一 有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- 二 病原微生物により汚染され、又はその疑いのある飼料又は飼料添加物
- 三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

(6) (廃棄等の命令)

第24条 製造業者、輸入業者又は販売業者が次に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するために保管している場合において、当該飼料の使用又は当該飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、農林水産大臣は、当該製造業者又は輸入業者に対し、都道府県知事は、当該販売業者に対し、当該飼料又は当該飼料添加物の廃棄又は回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第4条第二号から第四号までに規定する飼料又は飼料添加物
- 二 特定飼料で、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に第5条第1項本文、第16条第1項又は第21条第2項の表示が付されていないもの
- 三 前条の規定による禁止に係る飼料又は飼料添加物

2 販売業者が前項各号に掲げる飼料又は飼料添加物を販売した場合又は販売の用に供するため保管している場合において、有害畜産物が生産されることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、農林水産大臣は、必要な限度において、当該販売業者に対し、同項の措置をとるべきことを命ずることができる。

(7) (飼料製造管理者)

第25条 第2条の2第1項の規定により製造の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物で、その製造の過程において同項に規定する見地から特別の注意を必要とするものとして政令で定めるものの製造業者、(農林水産省令で定める者を除く。)は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林水産省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければならない。ただし、当該資格を有する製造業者が自ら飼料製造管理者となつて管理する事業場については、この限りでない。

2 飼料製造管理者は、当該事業場において、その管理に係る飼料又は飼料添加物の製造につき、この法律又はこの法律に基づく処分の違反が行われないように必要な注意をしなければならない。

3 第1項に規定する製造業者は、飼料製造管理者を置き、又は自ら飼料製造管理者となつたときは、一月以内に、農林水産大臣に、飼料製造管理者の氏名又は自ら飼料製造管理者となつた旨その他農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。その届け出た事項に変更を生じたときも、同様とする。

4 第2条の2第2項の規定は、第1項の政令の制定、改正又は廃止の立案について準用する。

(8) (表示の基準)

第32条 農林水産大臣は、飼料の消費者がその購入に際し栄養成分に関する品質を識別することが著しく困難である飼料で、使用上当該品質を識別することが特に必要であるため当該品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定めるものについて、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 栄養成分量、原料又は材料その他品質につき表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 第3条第2項並びに第26条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(9) (指示等)

第33条 農林水産大臣は、前条第1項の規定により定められた同項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項の規定により定められた同項

第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守するべき旨の指示をすることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない製造業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

（10）（製造業者等の届出）

第50条 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する2週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 製造業者にあっては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
  - 三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
  - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する2週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。
- 3 新たに第3条第1項の規定により基準又は規格が定められため前2項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となった者は、その基準又は規格が定められた日から1月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあっては第1項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあっては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 前3項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から1月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（11）（帳簿の備付け）

第52条 第2条の2第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅滞なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなけれ

ばならない。

3 前2項の帳簿は、2年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

## 第6章 罰則

### (12)

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第2条の3の規定に違反した者
- 二 第2条の6の規定による禁止に違反した者

## 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（抜粋）

### (13) (家畜等)

第1条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）

第2条第1項の政令で定める動物は、次に掲げるとおりとする。

- 一 牛及び豚 \*めん羊、山羊及びしかが追加された（平成15年7月1日）
- 二 鶏及びうずら
- 三 みつばち
- 四 ぶり、まだい、ぎんざけ、こい（農林水産大臣が指定するものは除く。）  
うなぎ、にじます及びあゆ

### (14) (飼料製造管理者の管理に係る飼料等)

第3条 法第2条の8第1項の政令で定める飼料及び飼料添加物は次に掲げるとおりとする。

- 一 落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料
- 二 抗菌性物質製剤その他次号に掲げる飼料添加物で農林水産大臣が指定するものを含む飼料
- 三 法第2条の2第1項の規定によりその成分につき規格が定められた飼料添加物